

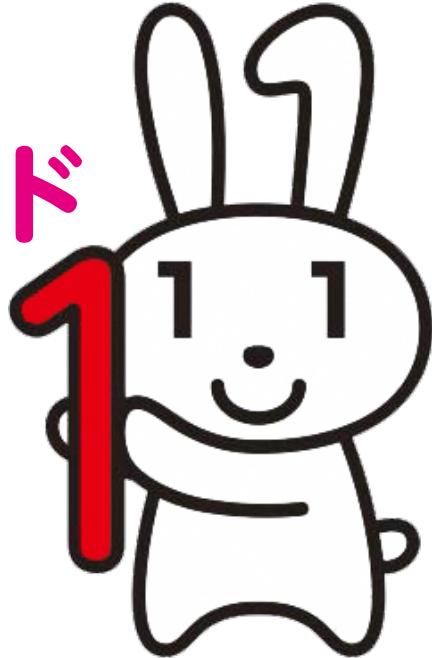
くらしが便利になります

マイナンバーカード 申請しましょう

マイナンバーカードを取得すると
生活するうえで便利になることがたくさんあります。

照会

個人番号カードの申請・交付 市民課 ☎ 0537⑧1117
制度に関するお問い合わせ 総務課 ☎ 0537⑧1132



マイナンバーは、国内に住民票を持つ全ての人に割り当てられる12桁の個人番号です。この制度の目的は3つ。(①公平・公正な社会の実現、②国民の利便性の向上、③行政の効率化です。マイナンバーを用いることで、公的機関は分散した個人情報を関連付けることができます。これにより住民の皆さんのが行政機関などで手続きする際の添付書類の削減や手続きの簡素化が図られます。また、行政機関や自治体などの照合や入力といった作業の重複化も省くことができます。さらに給付金などの不正受給も防ぐことができ、本当に困っている人に対し、きめ細かな支援をすることができるようになります。

制度の3つの目的
マイナンバーが通知されました。平成28年1月からは、社会保障や税、災害対策分野での活用が始まっています。また、一部の金融機関などではすでに住宅ローン関連の手続き等で利用が始まっています。

法律」が公布され、平成27年10月には、それぞれの個人にマイナンバーが通知されました。平成28年1月からは、社会保障や税、災害対策分野での活用が始まっています。また、一部の金融機関などではすでに住宅ローン関連の手続き等で利用が始まっています。

安全・安心な情報管理

マイナンバー制度には「個人情報の漏えい対策は大丈夫か」「他人にマイナンバーを使われたりすまし被害に遭うのではないか」といった懸念の声があります。この制度を安全に運用するために、制度とシステムの両面から個人情報を保護する仕組みがあります。

◆制度面

- ①厳格な本人確認(番号確認と身元確認)
- ②「不正」「不当」に取得、提供した場合は厳しい罰則が科せられます

◆システム面

- ①マイナンバー制度は、個人情報を一元管理する仕組みではなく、分散管理しているため、芋づる式に情報漏えいすることはありません
- ②各行政機関がやりとりする情報は、複雑に暗号化され、アクセスできる人や情報は限定されます

マイナンバーカードの取得

【4つの申請方法】

- ・スマートフォンのカメラで顔写真を撮影
- ・通知カード(交付申請書)のQRコードからウェブサイトにアクセスし、メールアドレスを登録
- ・登録したメールアドレスに通知された申請用ウェブサイトにアクセス
- ・必要事項を記入し、顔写真を添付して送信

【証明書写真機による申請】

- ・申請可能な証明用写真機に、通知カード下の交付申請書を持参
- ・設置場所は次のURLで検索されます